

第二章 農村(特に信州農村と農民)の窮乏と、農青イズム

一 アナキズムと農民運動

言うまでもないが、本来、アナキズム農民運動は過去から存在しつつづけたものである。歴史的に言えば、農青運動は、昭和六年(一九三一年)に発生した運動である。当時すでに全国自聯(全国労働組合自由聯合会)が結成(大正十五年(一九三〇年)五月)され、その傘下の関東労働組合自由聯合会に埼玉小作人組合が存在し全国自聯綱領第一項には「吾等は階級闘争を以て労働者、小作人解放運動の基調とする」と規定し、小作農民も対象とした。

しかし、全国自聯はサンジカリズム問題をかかえており、それは全国自聯の前身である印刷工聯合から引きつがれた課題であって、あたらしく偶発した問題ではない。

この問題の起原は、大正十三年(一九二八年)一月、東京印刷工組合機関紙「印刷工聯合」第八号に、アミアン綱領を主張するサンジカリスト、延島英一の「運動方針の改革」が掲載されたのが大杉以後に於けるサンジカリズム問題の発祥である(綿引邦農夫)。

この問題の史的淵源は大杉に関連するであろうが、吾々は、前掲(一九三一年)以降のサンジカリズム問題について、それは農青運動の根原にも関係をもつものであるばかりでなく、アナキズム革命運動の具体的方法論と直接の関係をもつ意味で、不可避の重要問題であるが故に、あらためて次章(第三章)に於て、できるかぎり詳細に解明する。

このような状況下ながら、筑北農民組合の結成、農民自治会の排撃が報道され(昭和三年(一九二八年)五月)、同年九月には、労働組合の機関紙から全被支配階級の新聞へ脱皮するために、紙名を「自由聯合」から「自由聯合新聞」と改名したのは、内在する自己サンジカリ

ズムからの内省的脱出とも言えよう。そして、この時期から農村問題に画期的関心が払われたが、農民運動の指導的見解が依然として、農民組合の慣習的結成といった傾向から離脱できず、農民の意識構造の革命的な変革が把握されず、農民運動の指導的見解が確立されなかった。他面、分裂（昭和三年（1928）三月）したアナルコ・サンジカリズムに対する抗争は、八太の観念的福本イズム（注26）に類似した中央集権的セクト主義を現出し、暴力化し、アナキズム戦線は衰退の方向にむかった。

（注26）大正末期から昭和初期にかけて日本共産党の内部に発生し、特に左翼の学生のあいだに異常な影響を及ぼした。結局、福本イズムは、主体は観念的弁証法で、生きた現実の闘争とは結びつかない抽象化された観念と意識の、具体的な事実の分析から出発しない一種の詭弁であった。

こうした混乱の中に、昭和五年（1930）五月、自由聯合新聞第四十七号の第一面に「切迫せる決戦の日を前に行動への準備をなせ、自由コンミュンへの建設へ」と闘争宣言をかけた「農民自由聯合」の定期発刊を予告した。しかし、それは二号で消失した。「農民自由聯合」の第一号（昭和五年（1930）六月）の目次は左掲の通りである。

都市労働者と小作農との関係

強権主義者に対する考察

間違った世の中をどう行くか

農村講座

アナキズムの立場から「農民」一派へ

自由村落の成立と都会

自由の欲求を徹底せしめよ

こうした紙面に農民の求めている路線は何もない。現実はその時、どうであったか。

例えば信州では「生絲同業組合は三月二十二日、製絲女工の食費の引下げを決定、日額三十銭を二割減額する」、「職を求むる子女がただ食わせてもらえば賃銀は要らぬと泣きついてくる始末である」、「松本では打続く不況と画師安から、春肥購入資金がなく、農家は人糞尿に転換、松本市内の汲取りが激増」。以上は「信濃毎日新聞」の三月二十三、二十四、三十日の三日間の新聞記事から拾った。

これらのニュースが象徴するものと、「農民自由聯合」の意識との間には断絶がある。こうした意識構造のすれちがいが、アナキズム農民運動の発展があるだろうか。「農民自由聯合」の意図は誤謬ではないが、こうした発想で、どうしてアナキズム革命が期待できるか。

吾々が農民運動を行なった背景となった昭和五年（1930）に於ける農民、農村の実状については、吾々は次項に於いて、できるかぎり詳述したいと思っている。こうした農村の窮迫が世界的大恐慌の一環として、しかも、わが国に於ては1930年に於ける戦後恐慌から五回にわたって継続し累積恐慌の重圧から生じた逃げみちのないものであることは、第一章に於て、論理的には述べたが、農村に

於けるその現実の悲惨な状況に接しないかぎり、社会変革の胎動を知ることはできないであろう。（なお、「自由聯合新聞」は、昭和八年（1933）十月から、少くとも昭和九年（1934）十一月頃までB4サイズ、ガリ版の「闘う農民」が発行されていた）。しかし、前掲「農民自由聯合」廃刊のあと、昭和五年末（1930）から昭和七年（1932）にかけては、農村問題が関心の中枢に生々しい実体として紙上に登場し来たことは稀有である。

吾々が茲で一言したいことは、「自由聯合」とか「自由聯合新聞」とらえられた農民運動が、アナキズム農民運動の凡てではないということである。反対に、そうした機関紙に無縁なところで、むしろ、そうした地点にこそ、アナキズム農民運動は大地に根を下していたのだということである。

農青運動の同志に山形県西置賜郡長井村（現在こういう村はないようだ）の貧農、菊地清吉がいた。かれが東北の農村でどのような活動をしていたかは、かれが当時、僕々吾々によせてくれた通信（それは整理されたかたちで農村青年社の秘密出版物である「全国情勢報告」に収録されているはずである）（注27）にあるいは残されていると思うが、今日まで、関係者の努力にもかかわらずこの資料は発見されない。したがって彼が何をなしたかは未知のままのこざれている。こうしたことは菊地にかぎらず、他の多くの当時の農民同志について言えることである。

（注27）「全国情勢報告」は昭和六年（1931）十一月中旬、ガリ版で約七十部位プリント、全国各地の主要な同志に発送された。

去る昭和四十五年（1970）、大島英三郎（群馬、黒色戦線社）が八太舟三著作集「純正無政府主義」復刻版を出版しているが、その巻末に大導寺三郎（注28）が「八太舟三の思い出」を書いている。

それによると大導寺が「関東大震災前、大正十年ごろ東京神田のYMCAの臨時掃除夫をしていると、四、五人のアナキストが中心になり思想講演会をYMCA講堂でひらき、そのとき黒い洋服を着た牧師然たる紳士がキリスト教会の暴露演説をなし、臨監の警官に弁士中止を喰ひ警察に引きずりこまれたのが八太舟三であった事をあとで知った。当時大導寺は別にアナキズム思想をもっていたというわけではなかったが、故郷は極貧洗うがごときありさまで、物ごころのついたころから、何たる悲惨なことであろうかと世に対する反逆心が芽ばえていた。田舎にいながら時々新聞雑誌などで散見するロシア革命の物語などをみて、青年十名ほど同志を募り、畑を借りて共同耕作などを始めた。私は最年長であったのでなんとこの共同耕作運動を大きくやる方法はないものかと夢のような思いで、出稼ぎかたがた上京し、くだんのYMCAの臨時掃除夫に入りこんだのである。そして、これまた偶然の機会に浦和の小作人社の木下茂君と知ることになり、小作人社のパンフやリーフを故郷におくるようになり、故郷の同志は運動の名を「耕作者」と命名し、アナキズムの気運がもたらがった。そのうち農村問題を話してくれる人を木下君に相談したところ、八太舟三がよからうと推薦してくれたの

が、かのYMCAの牧師然たる紳士であったのである。それから私と木下、八太は尾行をまいて故郷の村にむかった。駅についてみると二人の青年が迎え、聴集は部落の老若男女五十余名が集まることになっていると聞き、その成長ぶりにおどろいた。到着の晩と翌日の晩、午後六時から十二時ごろまで八太は六時間ぶつとおしでしゃべりまくった。一人として居眠りするものもなく、女たちは涙をながして聞き入っていた。あとでこれが警察に知れて村は大騒動になったが、青年たちも親父たちも農村問題をきいて何が悪いのかと逆襲する始末であった。この事件が村から村へ伝わると、俺も仲間にしてこれとこれと、他村の青年が続々部落にやってくるようになった。これがきっかけで部落の青年の非政治運動が盛んになり、親父たちはこれを声援するという有様になった。

昭和になって数年後、長野、山形、秋田などの同志が、無政府革命を企んだという例のデッチあげ事件で、部落の同志、菊地清吉君（注29）は数か月ブタ箱に入れられ、私もその手引をしたというわけで東京で調書をとられた。当時の部落の同志はいま五十才を越え部落で働いている。菊地清吉は惜しくも病死した。惜しい同志だったと今もなお部落の話題になっている。

（注28）大導師がこの回想を書いてくれなかったら、木下茂も八太舟三も死した現在、菊地清吉に関する資料は埋没したにちがいない。戦後の日本アナキスト連盟機関紙「自由連合」第一〇三号（昭和四十一年八月）によれば大導師は同年五月二十九日ガンのために病死した。追悼記によれば、かれは大正八年頃から農民運動に入り、上京して四十年間活動を止めなかった。昭和九年、新居格らと「自由を我等に」等の文芸誌を刊行したことがある。戦後のアナキスト連盟に入り昭和三十五年、インドのWRI世界大会に出席した。明治三十四年生れ、65才。この大導師の思い出のうち神田のYMCA講堂で八太舟三らの思想問題講演会云々というのは、大正十年頃というのは記憶のあやまりで、それは大正十三年末か、大正十四年初めであろう。八太が出京したのは大正十三年九月だし、当時、YMCAでの講演会は筆者等が計画して行なったものであるからである。

（注29）昭和十二年一月、農村青年社事件の記事解禁時に於ける同志菊地清吉に関する新聞報道は、貧農、小作人。文学を愛好し友人を介してアナキズムに接し、山形県下に於ける最初のアナキズム運動を起こし「小作人社」を設立、その後、この運動をつづけ昭和十一年（一九〇〇）四月検挙、検挙当時病弱、とつたえている。大導師の前記思い出によればかれは死去しているが、当時の同志青年は健在であるそうだから連絡をうけたい。

農青イズムはこうした人達によって支持されたのであろう。

昭和十年（一九〇〇）十一月二十七日、長野県下に於て五十七名の農民と労働者が一斉に検挙された。これを第一次として、十二月二十五日第二次、そしてその年が明けて昭和十一年（一九〇〇）五月、記事差止め、全国一斉検挙が第三次として行われ、検事局発表、検挙者総数は三五〇余名、治安維持法起訴者三十六名である。（これが事件としてのいわゆる農村青年社事件である。）さきに山形県の菊地清吉の例をあげた。この機会に、吾々は日本アルプスの骨も凍る留置場に戦ってくれた氏名の明かな下記の信州に於ける検挙者に敬意

を表したい。

加藤隆三、金子広只、高橋岩之助、佐藤義次、岡一雄、熊崎一郎、平岩道雄、鮎沢実也、相馬寿恵雄、飯島賢二郎、平野良一、吉沢勘一郎、尾崎秀男、豊弥二郎、西条守雄、柳沢次郎、高橋市次郎、高橋正義、鮎沢寛一、田中克巳、井上寿一、金子福雄、小野沢新太郎、山浦典男、新原兵太郎、林定直、藤沢奥司、藤田操、宮島義雄、矢崎義久、高橋古美、張永源、高橋已喜之助、太田松蔵、栗原虎治、栗原春子、城下直人、岡島正人、中山豊、金子衛、柳沢昇。（注30）

（注30）長野県に於ける検挙者名は「長野県社会運動史」昭和二十七年版、青木恵一郎編に出ている。因みに氏の労作「長野県社会運動史」に於ける農村青年社運動に関する部分の叙述は遺憾ながら事実と反することが多い。

二 昭和五年1930に於ける農村の窮迫と信州農民

吾々は第二章で当時における経済恐慌について解説したが、それはいわば実体現象を疎外したものである。

農民は実際に具体的にどのような状況におかれていたか。現実としてどうだったか。それを知らないかぎりには、農青の革命運動は「左翼小児病かトロッキスト」であったかもしれない。事実、農青運動に対してこうした批判が加えられた（第八章解散声明書を参照せよ）。

そこで、吾々は、吾々の農青運動（一九三〇）の直前、昭和五年（一九三〇）の代表的なモデルケースとして信州の場合を詳述しよう。

すでに昭和五年正月五日、長野県下製絲の町のひとつである須坂町役場の調査では、須坂では一月現在すでに失業者が六百名あることがわかった。その中、要救済者二十五名である。失業理由は製絲関係で繰短と釜数二割封印の結果であり、失業者は激増しつつあった。当時、県下の製絲女工約五千人に、総額三十万円（当時における平均米価は十キロ二円二十五銭）にのぼる賃銀不払がおこっていた。この賃銀不払の原因は、工場法の便法にもとづいて工場主が製絲女工に支払うべき賃銀を強制的に保管し、一銭も引出せない仕組みになっていた。工場法では賃銀給与は通貨をもって毎月一回以上支払うことになっているのであるが、職工貯蓄金の管理に関する規定によって、工場法の規定は骨ヌキとなり、強制的に賃銀は工場主にあずけ年末に住込女工たちがうけとって帰村する習慣がおこなわれ、それが製絲の不況を理由に工場主が女工達に支払わない。しかも須坂地方では不況のため銀行融資が渋滞し春挽は一月近くおくれ三月上旬以降となる見込みとなり女工失業者の激増が予想された。

このため女工の父兄側では会社の強制貯金の不払を計画的賃銀不払とみて、工場側を告発、重大なる社会問題化した。被害女工は五千人と言われるが、それは全額不払の被害者で、一部不払をいれば、実に被害女工数は一万五千人におよぶことが判明した。

とくに上下伊那地方では、通勤女工が多くその零細な賃銀が農家の主要な現金収入となっていたので、この問題のおよぼした悲惨な影響はかり知れなかった。しかも、生糸の対米輸出の前途はまったくのぞみがなく、繰短と釜数二割封印のために全国で女工六万人が失業することが明らかとなった。(同志、諏訪の山田彰の活動はこれに向けられた) とくに製絲工場は全国で三千二百十八工場あるが、長野県が六一二、愛知が三〇二、群馬が二五四で、特に長野県では由々しい社会問題化した。

当時(二月末頃)、輸出生絲相場は二割封印、五万捆の生絲強制保管など生絲資本の対策にもかかわらず、ニューヨークの越年滞貨が十万俵と空前、ニューヨークナショナル生絲相場は清算先物百一円七十銭と大正九年七月以来の不安値に落ちこみ、生絲需要の減少、流行変遷、銀相場崩落による中国生絲の進出、イタリー生絲の対米進出など悲観材料が山積し横浜滞貨は八万捆に達した。しかし、製絲資本家は政府の糸価安定融資補償法発効で百斤につき千二百五十円の損失補償をうけることに決定したが、勿論、養蚕農家については全く何の救済もなかったことは言うまでもない。そればかりでなく、たとえば春挽をまきに、上伊那生絲同業組合は三月十二日、総会をひらいて製絲工賃の二割方引下げを決議する有様で、この工賃低減は全県下に波及した。

昭和四年(一九一〇)の大不況に倍化する不況の襲来は目に見えて明瞭であった。まず、一月七日、下伊那各町村は農家組合、産業組合が郡下三箇処にあつまつて拡大協議会をひらいて、農村不況対策を協議した。それでも、なお農家は春繭相場は六円がらみ。春繭の掛目は五五掛内外と予測していた(この期待は見事はずれたが)。大日本蚕絲中央会の試算による全国平均繭一貫目の生産費は六円九十一銭だから、六円がらみの春繭予想相場としても、なお八十九十銭の欠損安である。

前に、正月七日、下伊那各町村に於ける不況対策協議会について書いたが、十一日には、東筑摩郡農会が農民生活の根本的建直しと負債問題、冠婚葬祭の対策、そして「村生活の可及的自給自足」について決議をおこなった。

そして、一月十三日、同郡町村長会では、町村財政困窮のため教員の給料一割削減を可決した。おそらくこれが農民と教師対立の悲劇的嚆矢となった事件ではなかったか。一月十五日には、上水内郡町村長会議は小学校教員の昇給停止を議決した。

一月二十五日、全国農会長会議は、農村窮状の実体をもつて東京に集合し、浜口首相に対し早急なる農民救済を要望した。さきにも述べたが、製絲女工に対する強制貯蓄の名による賃銀不払は、内務省社会局の調査によれば、全製絲女工の八割がその被害をうけていることが判明、これらの家庭では目もあてられない悲惨な状況にあることがわかった。埼玉県では農村の疲弊で県下で昭和五年にはいり三月中旬までに自殺者が八件をかぞえ、さきに述べた教員俸給の減俸が、ここでは五十町村会で決議されたことも判明した。

すでにこの頃から各小学校に於ける農家子弟の欠食児童が増加しつつあった。そればかりでなく、たとえば飯田市内の各中学、商業学校の生徒が、家庭の不況による影響で中退する者が、昨年十二月までに女子校で十名、飯田中学で五十名、諏訪中学で二十五名、松本商業九名、松本高女九名、上田中学十三名、松本中学十一名に及んでいる。

製絲不況ばかりでなく、他方、全国農家の家計を助けていた紡績女工の紡績産業も、さきに添田晋「農民に訴う」の中に引用されていたように、イギリス最大のランカシャー紡績工は三月現在で、失業者四十万人(全労働者の二四%)に達し、前年比十六万人の増加である。インドで行われているガンジーの外国綿糸布の輸入ボイコットに対しガンジーは日本の粗綿布の輸入(本邦綿布の場はインド向き)にも反対、ジャラールプールで四月六日から自給自足の製塩を開始。官憲の弾圧にたいしてボンベイは総罷業を執行、これはカルカタに波及、ガンジーは五月五日に逮捕されたが、銀塊の暴落も手伝って中国民族資本の勃興をうながし、イギリスは勿論、日本綿布の市場も喪失をみないわけには行かなく、大阪府下泉北、泉南、遠州、青梅、両毛、尾州各機業地の休業続出し、ついに吾国最大の紡績王国、鐘紡全国三十六工場五万人の従業員の一三三%削減、合理化を発表、泥沼の大争議が発生したのである。

かかる状況下に農民は普通ならまだ自家保有米が有る時期にもかかわらず、四月下旬には、自家用飯米を放出し、そのため米価は大正十二年以来の不安値に落ちこみ米価(十キロあたり)一等米二円五十銭、二等米二円三十八銭、三等米二円二十五銭の安値に落ちこんだ。

こうして保有飯米まで放出した農家の期待するものは、春繭相場の他にはなかった。はじめに触れた女工賃銀未払は、県下工場数でまだ四十六工場あり半数はビタ一文も払わぬまま春挽再開という資本の横暴さであった。しかも、糸価不安から、たとえば下諏訪国用製絲中、寒挽を行なった工場はわずか五十二工場で、「いくらでも賃銀はよいから働かせてほしい」と工場主は泣きつかれる状態である。

しかも、かの世界大恐慌(一九二九—一九三三)(第一章既述)による吾国に於ける各産業の失業者は、政府調査でも三十七万人(昨年同期十万人増)。しかし、実数は七十万—八十万万を超えていた。すでに繰短が行なわれている産業は、セメント四割、人絹二割五分、絹紡二割、綿紡一割五分、製絲二割などで、製絲に例をとれば、従業員三十五万人としても七万人以上が職をうしなっていた。内務省社会局の上半期調査では、上半期争議件数七三〇件、人員七六、七〇〇人で、昨年同期比較、二四五件増、人員で一五、五〇〇人増だが「本年の特長は中小企業よりも大企業に集中。これは合理化による大工場の賃下げ、大量首切りに起因するもので、好況時

代の賃銀増額要求とはことなり、最低生活費維持の消極的抵抗であり、このため争議が長期にわたり、多くの場合労働者側が敗北した」と報告している。

これに対し、農林省調査による、同期の小作争議傾向は、労働争議とは逆の現象を呈していることが報ぜられている。第一に指摘される点は、物価下落とは逆行して小作料は騰貴の趨勢をみせたことである。この理由の一つは失業者帰農労働力で耕作希望者が増加したこと、いま一つは反動右翼が資本家地主の代弁者として、小作争議に介入し来たった結果であろう。昭和四年の昭和三〇における土地返還要求は実に六一四件に達し、大正十三年の昭和三〇に比し、二十四倍という激増を示す。問題の小作料騰貴も、大正十三年頃から昭和二、三年頃までは低下する傾向を見せていたが昭和五年の昭和三〇一月―九月の統計では件数で一八〇件増加し、その性格においても地主側の小作地返還、小作人側の小作権確保を要求する紛擾が激増しているのである。しかし、こうした官憲に支持された露骨な封建的地主の思いあがった攻勢は、直ちに農民の生死を左右する問題であるだけに、当初の小作料減免、小作料引上げ反対の嘆願が、耕作権確立、高率小作料の廃止、小作料の永久減免、不勞所得反対、農民の人格確立、階級的農会の占取排除など、本質的要求にまで昂揚し農民の意識構造は変質した。その実例の若干はのちに示したい。

この農民の意識構造と革命運動としての農青運動は等高級線上にあつたのである。

さきに失業帰農者の問題が出たが、昭和五年の昭和三〇五月、都会において解雇された者は五〇、八六九名で、その四割は帰農した。帰農者の多いのは長野県、山梨、群馬、愛媛、岐阜などの諸県で、その数は二、七、七七名というのが内務省社会局の官製調査である。

同志、八木秋子によれば、かの女の郷里は木曾であるが、駅に汽車が到くとひと目でそれとわかる都会から引上げてきた失業者家族が、子どもを負ぶったり、手を引いたりして、不安なまなざしで改札口を出てくる。役場の係りの者がかれらを案内して公民館につれて行き、湯茶をあたえ、稀れには食をあたえる。それから彼等は街道を彼等の生家のほうへ歩き出す。落付くさきは、前にも書いたように、藁も不景気、製絲は人減らし、紡績女工の姉妹たちも失業して帰省、受入体制のない困窮生家へと帰村して行くのである。そうした家族が下車する姿を必ず毎日のように彼女は見た。

こうした行詰った、しかもそれが自己の責任でもないのに襲来してくる悲劇の農村を前にして支配階級に対する反感と、生活問題の改造を考えない村民が有るだろうか。

同志、鷹野原長義の小県郡大門村に近い丸子の依田社のカネホ他四十二の製絲工場は合同し合名会社を組織したが、新社は旧債務と関係ないから旧女工賃銀不払には責任がないと言って、素知らぬ顔をした。更級郡下では、春晩に入場契約をした女工に会社から連絡がないが、ほかの製絲に入場すると二重契約となるのでよそにも行けず、首吊り寸前といった事実が少くない。逆に伊那では賃銀不払問題をとりえて賃銀不払反対同盟をつくって、ピラを撒いたら出版法違反でつかまつた。第一章で書いたが女工の食費を二割三十銭引下げる決議を可決したとか、その様相は、もはや単に特定の資本家、地主、官僚と特定の、一部労働者、小作人、女工とが争う局部的な問題ではなく、封建主義、官僚主義、資本主義と民衆との社会的対決の次元であるということである。

四月、春蘭上籾。長野県養蚕農家戸数十六万戸の期待した繭相場は、「三貫匁十兩」という絶望的なものであることが、県下の各市場から報ぜられた。五十掛とすれば貫五匁で三匁の赤字となる。長野市農会最近三年間の平均繭生産費は労力一・七三匁、労賃二・六〇、桑葉四・四三、蚕具〇・二五、消毒一・〇、種代〇・二七、薪炭〇・一五、公費〇・一四、籾代〇・一三、其他〇・二〇、合計八匁二十銭。

ところが、須坂では四十五掛を割り四十掛、一貫目四匁四、五十銭。上高井では三十五掛、貫目三匁三十銭という安値で取引された。屋代では四匁二十銭、篠の井では最高四匁十三銭、最低三匁二十四銭。長野市では黄繭二匁八十六銭、白繭上物でも四匁二十六銭、平均三匁八十銭という安値である。上田では三匁九十銭、上小地方では白繭で四匁二十七銭。松本では平均四匁五十銭だが二匁六十五銭という新相場が出た。要するに繭相場は五匁どころか、生産費の半値にも達しないことが明かとなった。

こうした相場の惨状から六月に入ると、養蚕農家が蚕兒放棄をはじめたという噂が立つてきた。高原キャベツ農家がキャベツの暴落でトラック運賃も出ないというので、キャベツを道路に棄てたという挿話とかわらない。なかには市場に積んで行った繭を、あまりに値段が莫迦らしいというので、村の小川に繭を捨てたという挿話も伝えられた。帰農者はふえる、製絲女工は安賃銀はまだいいほうでブラブラしている者も少くない、飯米はない、繭は莫迦安、小作米は天井知らずという状況が昭和五年の昭和三〇五月頃の実体である。

当時の農家経済の調査がある。

長野県下の農家収入は、米麦の価格暴落で一戸平均一〇〇〇円の収入減、繭相場暴落で五〇〇円、総括三割の収入減。労働機会の激減で労賃収入が一、二割の減。都会からの失業者女工の帰村による負担増加。金肥価格は二割減となったが金肥使用そのものが支払のメドがない為に一割五分減となったので、金肥購入費用は差引き三割の減少。結局、農家収入は計算上ほとんど零というのが実状である。(當時の米価十キロあたり二匁五十銭―二匁前後)それで一体、農家はどうかやって生計をいとなめるのであろうか。

県農会の調査によると、昭和五年一〇月現在の県下十六郡二市の農家負債額は一億七千八百六十万円余で、一戸平均負債八八〇円であった。現在の価値に換算すれば大体一戸あたりの負債額平均は百万円となる。

一体、そうした莫大な借財はどこから手に入れたか。そのもつとも大きな借財は、無尽である。七千二百万円という借財は無尽で調達している。無尽講という明治から大正、昭和初期にかけての庶民金融がいかに農村（農民、小商人、小規模工場主たち）にその根を張っていたかがわかる。追われる身となることわかつていながら当座の切り抜け策と言えは無尽講という安易からふかい泥沼に落ちこんでいく。なかでも悪名の高かったのは善光寺無尽で、追いつめられた農民のさいこの行きつくところは自殺であった。

つぎは信用組合の四千百万円、これは自作農民層の中農以上の金融機関であろう。次が銀行の三千四百八十万円で上属農民。そのつぎが個人の二千七十万円、個人と言えはよいが、いわゆる親戚、知己である。それがいかに血のにじむ貸借であることは言うまでもない。つぎがいよいよ高利貸の五百五十万円である。その担保となつたのが都会に売られて行つた貧農の子女である。

十六郡農家の負債額の表をつぎに示そう。

上水内	五五九	西筑摩	六八二	下水内	九八五	北安曇	九七七	上伊那	一、一一七
下高井	九〇九	南安曇	八七一	小県	一、一五八	上高井	九七八	更級	一、〇八〇
南佐久	八二三	埴科	七二四	東筑	五一六	下伊那	七一一	北佐久	一、三九一
諏訪	五二二								

(単位万円)

佐久の同志、南沢袈裟松、小県の同志、鷹野原長義、上伊那の同志、伊沢八十吉らが勇敢に信州農青運動を推進したのも、右表の数字によつても頷くことができる。鷹野原の大門村では例年なら春蚕収入が五十万円位あるのに、同年は僅か二万円なので、村有林二千町歩中、柏林が三百町歩あり、柏葉の共同採集をしてゼニを稼いだ。すでに北安曇郡神城村以北の各村農民は、六月という一年で一番みりのない季節で、ゼニは一文もないということから、現金買いはおろか、貧農には商人は掛け売りもしなくなったので、わずかばかりの飯米、薪、木炭などをかついで行つて、希望の日用品ととり替える物々交換例が激増した。

更科郡では村上村で百戸の街灯を全部消灯して電灯代を切り詰めた。すでに当時、全国的に電灯料金値下げ運動が激化する様相を呈していた（当時電灯料はキロ三〇―十五銭位）。特に昭和五年の上半期には値下げ運動は全国で五十七件に達し、逐年増加する形勢であった。熊谷（埼玉）地方の養蚕農家は繭安から窮乏はなはだしく、わずか一、二灯の電灯料金も支払かね電線を切られてランプにもどる村も続出、電灯料金不払同盟で対抗する村が頻出した。長野県では東筑嶺間部各村が不況対策の一部として街灯を全廃した。下伊那郡泰阜村では電灯料の二割値下げを村民大会で可決。この運動は、このあと十月になって上伊那電灯料値下げ期成会が、全県的運動として長野県電灯料値下げ期成同盟会を十二日に発会し、電灯料問題は、長野県各地で昭和六年一〇月一、大きな全村運動に発展した。

しかも、春繭について、夏繭も松本では七月二十七日の初取引で黄最高二円五十銭、最低一元九十銭、平均二円三十五銭。長野では黄二十四掛二円五十銭という安値であった。須坂では白最高二円七十銭、最低一元五十銭。更級では最高二円十二銭、最低一元二十七銭、平均一元七十五銭。製絲業者は繰短を口実に買い渋り、繭価はドン底に落ちていった。十一月一日、信州にはもう降雪が始まる。いったい信州はどうなるのであらう。

以上の実状からみて、全国の農村、とりわけて信州に於てそれが尖鋭なたちで立ちあらわれた極度の農村不振が、重大な形勢を惹起しつつあることが見られるであらう。而していまいちど、資料（一）としてかかげた添田晋の「農民に訴へる」を再読していただければそれが提供した具体的な手段が、おそろくは切実な適応性をもっていることを知るであらう。

昭和五年一〇月夏以降、マスコミも、農政機関も論調は一変した。極度の社会的不安感がかれらを支配した。すでに七月十五日の帝国農会の報告によれば「長野県では既に現状は経済問題から社会問題化し、繭価昨年の七円が三元以下に暴落、夏秋蚕の農家損失は四千八百万円に達し、県下二十万農家一戸あたり、繭価低落と農作物低落による損失は二五〇―四〇〇円に達し、公租、教育費、日常生活用品雑貨購入費はこの損失と等額なる状況で、その結果、公租の延滞納、農会費不払の申立てとなり、小学教員、町村吏員、農会役員などの俸給生活者が農民の呪詛のマトとなり、社会情勢は日に日に悪化しつつある状態である」と指摘している。

さらに七月二十二日には、全国一万一千七百人の町村長と、十八万人の町村会議員が東京に集合、町村長会臨時大会をひらき、

農村の負担軽減 農村負債整理

官公吏減俸 地方開発事業振興

などを決議、九月十五日、さらに町村長大会を開催して、農村救済が実現しなければ「総辞職」する、といきまいた。

七月十一日には埼玉県北足立郡二十六箇村農民代表百数十名が大蔵省に押かけ、

吾々は食えない 税金は払えない 農村救済のみを講ぜよ

と陳情、内務省、農林省にも押しかけた。こうした動きのなかで、長野県農民はどのような動向をしめしたか。

上伊那宮田村では春繭不況で全く収入がないので、借金の支払が不能となったために、全村が一致、借金は一割だけ払い残りは景気回復までは払わぬことを決議した（すなわち全村協議会による全村運動）。北安曇常盤村では不況対策、全村協議会をひらき、全村七百戸、一戸一人の出席を申合わせ、冠婚葬祭、無尽講五箇年間廃止（上伊那郡内には無尽講が八百あった）電灯料値下げを決議した（同

上)。上田地方の農家は稍々弱い結合だが、納税、借金の支払延期、役場吏員と教員の給料値下げ、地価二百円以下の免税者に対する諸公課の免除を要求。更級稲里村では村会決議で、村税戸数割、県税家屋税の納期三か月延長を県庁に要求した。

下伊那神稲村では七月から翌年九月まで村長、吏員の俸給一割減を自発的に決定。更級上山田村では全村不況対策協議会をもち無尽講を十月まで延期、九月ものは明年まで延期。金納年貢二割下げ。教員俸給三割引下げ。税金削減。年経費千円の街灯全廃（全村運動）。

下伊那地方では税金不納同盟が結成され、営業収益税、所得税に対する再審、陳情は資格者二千五百人中百五十人に達した。東筑嶺間部各村では、村費軽減、無尽講休会、寄付中止、街灯全廃を申合わした。小県神科村では無尽一年休止。

前にも述べたが、全県に於て教員の俸給の引下げが問題となった。困窮した貧農大衆である児童父兄と、村の窮迫とは無縁の現ナマ生活者である教員に対する憎悪（父兄の側は欠食、困窮による中途退学、自殺者）は解決の方法はなかった。北佐久本牧村のように学校側の諸否を無視して七割五分支給を決めたり、南佐久内山小学校のように、農民が反目して児童を盟休させ、小県古町校では児童六百人中、盟休で三十人の子どもしか登校せず、神科小学校、他校の盟休に飛火をし、北佐久春日校では全児童六百名中八十人しか登校せず、神科では四割減俸を村民大会が決議をし上伊那の十五箇村では教員の給料を払わなかった。こうした盟休多発の状況に対し、県聯合青年団代議員会が「下級俸給生活者の減俸は不当である」と時局を批判する談話を発表した。しかし、一方では二割内外の応急的減俸が普遍化する他方、夏期休暇にはいり、盟休問題は峠を越したのである。

吾々としては、農民の窮迫が、この主体条件から得体の知れない児童盟休までにながれながら行かねばならなかった悲劇的挿話を決して決して永久に忘却することはできない。そうした感情の根源はどうにもならない窮迫というはつきりした実体であるからである。

ここに述べてきたような窮乏と、その対策に対し政府はどのような態度をしめしたか。七月二十九日、浜口内閣の安達内相、大塚警保局長ら公安官僚が集合、下記のごとき声明を発表した。「近頃、農村不況に直面して、租税滞納の煽動、借金棒引などの統一の実行運動をなすものがあるが、これらは社会の公安を案するものとして治安警察法の条章に照らし、断乎処分することを確認した」。

しかし、農村の実状はどうか。善光寺平の農村は、大部分、正月から八月までの半年間の借金支払は盆といふことになっているのだが、農民は支払いたくも全く金がないので、もみ一俵を五円という安値で青田を借金の抵当にしているのははなはだのことである。

もういちど手もとにある上高井郡農会の農家収入調査をかげよう。それによれば本年（昭和五年）一か年当り収入（農作物）四百

円、養蚕収入二百三十三円（養蚕収入は前五年平均では四百六十円だから本年は二百五十七円の大減収）、米作は一割増収とみて反当二石二斗、一戸当り平均五石三斗の収量で、前五か年平均一戸当り収入六百五十円に比し二百五十円の減収。好況と言われた大正十四年にくらべれば四百九十円の減収となる。しかも、現在、一戸当り平均九百八十円の借金を背負っているために、その利子が年百十一円。金肥代が五十円、公租公課が六十円。それで本年総収入からこれらの支出を差し引けば、一戸あたりの収入実額は百八十円だから月額にしておせば実に十五円となる。十五円で一体どうやって生活が立つて行くのだろうか。

もうひとつ小県郡の調査をあげよう。小県郡長、傍陽岡村の失業統計では、昭和五年九月一日現在、長村七九〇名で有職者推定数の八四％。傍陽村では二六三名（要救済一一五名）で失業率は三三％である。この報告に県社会課が不審をもち、出張調査をしたが、長村の純失業者は職工八〇名、日傭一九〇名、其他一三〇名で合計四八〇名（救済三五〇名）、失業率一一％以上。傍陽村は失業者二六三名（要救済数一一五名）だった。これらの農村は山間の部落で木材産出が主業であるが材木価格下落のため製材手控えの結果、出稼ぎ口が不況のため需要がなく、こうした結果となったことが判明した。しかし、吾々はこうした事実を驚いてばかりいられない。

さきに五ヶ月の全国失業者数を示したが、そのときから六か月を経た昭和五年十月一日の失業者は、社会局調査で、四万人増の九万九、三六〇名、婦農見込者も四万人ふえて六〇、〇六六名、要救済者の数は二九、五八五名と圧倒的に増大した。少なくとも六万人の都市失業者があってもなくふるさとの農村に歓迎されざる婦農者として村にかえってきた。その受け入れ側の村の実状は、小県郡の長、傍陽のふたつの村の例でつぶさに観察したとおりである。婦農者をあたたかく受け入れる余地などは全くない。

時も時、信州蚕糸同業会では、七月、夏挽工賃を六十銭から四十八銭に二割引下げること可決。八月一日から上諏訪の製絲は三割封印され、上伊那では八月は全休、この場合同郡だけでも営業製絲が一〇五工場、六千金が休業するので四千二百名の女子工員が失業、この大半は付近農家の子女である。しかも、夏挽三割封印のところも、組合の繰短決議にもとづいて、夏挽は十一月から閉業、しかして明年度春挽は三月から開始することを申し合わせたので、十一月から五か月間、県下のすべての製絲工場の煙突からは煙りは消えてしまい、人気がない工場はアメリカ西部の死の町のような状況に見舞われることになったのである。

そして、最後にとどめを刺したのは、米の「豊作貧乏」であった。十月三日、農林当局は長野県米作の第一回予想を発表した。「作柄順調、一割二分増収は確実」。だが、十月十一日、南安曇地方でこの発表はおかしと刈ったら「豊作は嘘」だった。だが、十一月一日、豊作予想の報を入れて米価暴落、農家の顔色をうしなわせた。十一月一日降雪。

小県郡のような山間村落では、越冬の手当のため換金をしそぐ結果、いっそう米価相場を切り崩され、玄米一駄（九斗）十三円、豆一石十円、ソバ一石六円という安値で取引されたのである。こうした米の投売り状況は、実は山間村ばかりではなかった。

県下の産業は上述したいわゆる米価安にもかかわらず、眼前の生活資金の需要には勝たれず、緩慢な投げ売り状態が県下全体にひろがってきた。大体、長野県下の産米は百四十万石で、県内需要に対しては、三十万石不足というのが毎年の例であるのだが、本年は上述のように、籾価暴落、不況による農業外労働の枯渇、製絲女工収入の半減、都市から失業してもどってきた帰農者による家計増と、農家の窮乏をあげればかぞえきれない。結局、飯米が目に見えて無くなることは百も承知しながらどうすることもできず、飯米を売って食うはかに道がない農民の状況から推して、県下農民は早晩「米飢饉の惨状」を招来するのではないかと想像された。

しかも、さきに米価暴落の悲劇について言及したが、松本市農会の調査によれば反当米作収入は玄米三石四斗で、石十七円だから玄米が五十一円十四銭の収入。他にシイナ三十三銭、粟四円五十銭、蓮華六円六十銭、畦雑草四十二銭、合計で六十三円五十九銭の収入となる。これに対し生産費のほうは、種子三十七銭、自給肥七円十七銭、金肥九円〇六銭、労賃二十五円五十銭、耕耘其他一元九十六銭で計四十四円〇六銭だが、地代利子三分として支出合計六十八円四十四銭となる。従って差引生産費が四円八十五銭となり赤字。但し、これは自作農の場合であり、小作農民の場合は小作料を負担するから米価は全く釣合いのとれないものとなる。悲惨な農民の実情はあまりにも瞭然としている。

南安曇郡小倉村は六か村からなる小倉開墾地なるものがある。この小倉開墾地の移住民及び小作人のあいだから、昭和四年以来、小作料などに不満をもち、小倉開墾地小作問題研究会がつくられ対策研究にのり出した。関係小作人は二千人、開墾地は五百町歩（一反歩の小作料六円五十銭）。

この開墾組合の管理人は村長であって、開墾地のわりふりも村の有力者が肥沃な交通の便利な土地をひとり占めにし、貧農は瘦せて遠いところにある土地をあてがわれ、後者は借金のため首がまわらない状態に落ちていった。しかし、ふしぎなことに、よい土地もある土地も小作料は六円五十銭均等である。瘦せた開墾地小作人の大多数は、これまで述べてきたような不条理な窮迫のために、長いのは五か年、短くても半年以上小作料が滞納されている。ところが管理者である村長は、小作料を支払わない者に小作地返還をもとめる法廷闘争を行うことを決定して、その費用の予算措置を村予算に計上した。

この情勢を知って、開墾地移住民は、小作料五割減、その他五か条にわたる要求をなしたが開墾組合（村長）は拒否して決裂。滞納小作料を強制徴収すると言明した。しかし、裁判所が調停をすめ、一時、調停が進行したが不成立。村会議員一任になった。

六月、小倉開墾地問題は六年ぶりに解決、解決方法は、開墾地小作人自作農創定の線でもとめるものであった。しかし、八反歩の自作創定の条件で解決する線がきまると、直ちに自作農として所得税を算出、これが戸数割の基準となったため、戸数割が一躍して昨年の三倍となった結果、小作人側は調停を拒否し、十一月末には役場に対し不納同盟を結成。ついに小倉村開墾地問題は昭和五年中に

解決することはできなかった。しかし、この経過を見れば、農村に於ける封建制と、それに結びついた官僚、警察の権力、昭和五年1930に於て農民の忍耐は限界に達していること示している。いわゆる農民の可担力を越えた。

恐慌時に於ける都市労働者の経済主義的消極性とは逆に、この農業恐慌に対して、農民の意識構造は非妥協的で、果敢なる闘争が多く、要求も本質的な小作権の確立、土地所有問題にまで入り込み、多くの場合、自治体官僚、官憲、地主と激突して退かなかった。

長野県発表による小作争議件数は、

年次	件数	関係地主	関係小作人
大正十二年(1923)	一三件	一五五人	五〇七人
十三年(1924)	二二	四八一	一、五一八
十四年(1925)	一三	一一五	三九七
昭和一年(1926)	二一	三五九	四五九
二年(1927)	五四	八七八	一、四六九
三年(1928)	六四	一、〇四二	一、七七七
四年(1929)	六九	八九四	二、二九九
五年(1930)	六七	一、〇二八	三、三九四
六年(1931)	七五	四八八	一、七七九
七年(1932)	七三	三〇九	九四六

以上のとおり、長野県下においては昭和四年1929、とくに昭和五年1930において、関係小作人、地主、件数が高数字を示していることは、上記の農民意識の構造とあわせ重要な意味を有している。長野県農民の階層的構成は、大約、自作六万七千、自小作八万九千、小作五万と言われている。そして、製絲女工だけをとりあげても、岡谷、須坂、松本、丸子、伊那などの製絲工場ではたらく農家の子女は大約十二万—十四万人であるから、自小作、小作の農家の家族から一人は製絲工場で零細賃銀をかせいで家計をたすけていたわけである（注31）而して、小作争議発生地帯は南北佐久、小県、更級、埴科に集中（注32）していることも、信州農村の分布を考えればきわめて自然であり、松本の同志、島津徳三郎、諏訪の同志、松藤鉄三郎、増田貞次郎等が広汎な活動領域を占めねばならなかったことはきわめて自然であらう。

（注31）昭和五年1930五月、「自由聯合新聞」第47号には、「製絲女工の惨状」と題する山田彰の報告が掲載されている。

（注32）昭和四年1929七月、同紙第37号には、「耕し働く農民の自主自治」をスローガンとする上小農民組合聯合古里農民組

合小作人に對し、地主側が耕作地返還を要求してきたので、各地組合員百名がデモリ、小作地に立入りあつたという間に田打ち、施肥を済ませ、遂に地主が降伏して、向う五年間耕作権承認で解決したと報告（南沢袈裟松）されている。

昭和五年（一九三〇）十一月五日、千曲川河畔、埴科郡五加村内川部落の小作人百五十人が、かねて小作人の組合をつくり、毎年、地主十八人と小作料について紛糾をかさねていたが、地主側も地主組合を結成し昭和三年頃から小作地返還をおどしてくるようになり、冒頭の日に五加村小作人百名が集合して農村窮迫の現状から「上畑年貢五割減免」を要求した。そこで地主側はあたらしく地主組合の結成、農民は小作料不納同盟をつくって対立。地主側が小作米の強制執行仮処分を申請したので、小作側は各戸の米俵四百俵を三か所にあつめ夜陰に乗じて坂城藩糸のトラックに保管米として委託した。この事件は長く尾を引き、昭和六年にはいわゆる消防騒動事件をおこし、結局昭和七年一月末には小作地競売が行なわれ、農民数百名の大きな示威運動の激突に支えられつつ争議そのものは敗退した（注33）。

（注33）「日本の情勢と日本共産党の任務」昭和七年（一九三二）に於ては、この点について、五加村において、全国農民組合によって準備された農民の行動をおそれて、地主は自ら農民に小作料の七割を免除した」との記述は正確ではない。

信州の各農村における借金、支払延期は、全村協議会の決議によつて随所におこなわれたことは、前にも屢々紹介した。

しかし、それが個人対関係でなく経済秩序として、旧盆をまえに「モラトリアム」がおこなわれたのは、福井市であった。福井市機業家は不況対策について協議、八月十四日の旧盆決済日をまえに、取引不振で資金手当も不能であることから、旧盆決済を十月末に延期すること、七月分の工賃は十一月十一日まで支払を延期することを決議した。

同年末の十二月十三日、ニューヨークのバンク・オブ・ユナイテッドステート（合衆国銀行）、資本金二千五百二十五万ドル、予金二億ドル、支店五十九を有する一流銀行が休業、マニファクチュアラス・トラスト・バンクも取付騒ぎが発生、わが国でも年末十三日に、岐阜県下有数の蘇原銀行（資本金三百二十五万円、予金高千九百万円）が休業。同日、山梨県鰍沢の小林富士井銀行（資本金五十万円）が休業。

しかし、更に信州経済を破綻にみちびいたのは、県下に六十二の支店網をもち、資本金千四百万円、県下五百三の産業組合中三〇％にあたる百五十九の組合が予金をして上田市に本店を有する信濃銀行の取付休業（十一月六日）であった。そして十九日には、諏訪郡富士見の富士見銀行（資本金五十万円）が休業した。

信銀では五十日後の十二月二十四日、整理案を発表、五十円以下の予金者には全額を、百円以下の予金者には五十円だけ内払、百円以上の予金者には翌年七月から一〇〇ずつ払っていくという案で、暮の二十四日から銀行の窓をあけた。この金融恐慌のために蒙つた直接、間接の打撃は筆紙につくしがたいものがあつたのである。

ちなみに昭和五年（一九三〇）末に発表された十月現在の内務省社会局の官製失業者総数は、益々増加して三十七万四千二人、その中、俸給生活者が七万三千人、日雇、労働者十四万人、其他が十六万人と推定された。

十二月十五日、二六、電通、報知、東京日日、毎夕、朝日、中外、読売、国民、都、新聞聯合、時事、大毎、大阪朝日、大阪時事の十五社が左記の「共同宣言」を発表した。「政府の言論に対する態度は近時益々暴戾を加え不当なる記事差止め頻発、名を流言浮説にかりて報道を歪曲、言論の恐怖時代来り、報道の自由を脅かす。これ政府の言論に対する計画的凌辱なりと認め、その非道を糾弾す」。（注34）

（注34）昭和五年一月から十月までの『新聞雑誌、単行本、ビラの禁止処分一、四二五件。無産階級の演説、集会の弾圧にいたつては過酷、言語同断』と共同宣言は述べている。

当時の言論、文書の弾圧というよりも、言論、文書の禁止政策がどのようなものであつたか、その一片は理解されよう。

吾々が信州の農村状態と農民の状況について多くの頁をついやした理由は、農青運動が、従来の存在、的、アナキズム運動とは無縁の「一九三〇年代におけるアナキズム革命運動」として、革命的地理区画の樹立によって、直接に自由コンミュンの実践を指向したところの運動であらねばならなかった理由と原因とを明白にするためである。

三 クロボトキンと異質？な出発点

吾々は、次に、いまのところとしては、右に示したような標題で、この項の題名としたが、これはむしろ誤謬であつて「クロボトキン」と同質な出発点とあらたむべきであるかもしれない。いずれにせよ、農青運動と対比しながら、クロボトキンほどのような革命に對する方法論を採つたであらうか、それを検討してみたい。（八太は「サンジカリズムの検討」（注35）の中で、革命の方法として、斯る類型とは全く異なつた別種の運動に依らねばならない。クロボトキンが新しい進路を暗示した所以も茲に在る」と述べているが、クロボトキンの暗示した新しい進路が何であるかは、どこにも示されていない（これについては第三章で再説する）。

（注35）「サンジカリズムの検討」は次章の資料（4）を参照せよ。

ただ、ここで指摘したいのは、八太は同書の中で、サンジカリズムはマルクス主義の階級闘争説と、アナキズムの少数者の創造的暴

力説とを混合したものであると述べ、アナキズム革命の方法論が「少数者の創造的暴力説」によることを指示している。この少数者の創造的暴力と、「民衆の内在的組織力」とが、長い間、暗目のうちにアナキズム革命の方法論視されてきた。そこで、この問題に茲で結着をつきたい。この問題は農青イイズムに大なる関聯があるからである。

確かに、クロボトキンは一八〇〇年時代のチャイコフスキー団の「人民の中へ」の運動中、ボロディンの仮名で「行動による宣伝」を肯定し、それを実行したことは明白である。

バクーニンは、民衆に革命を煽情し、「民衆的暴動が革命の戦術」であった。かれは最後に二〇〇〇年、イタリアのボロニア蜂起に失敗し、それから二年目の一八〇〇年、晩年は孤独でベルン市で病死した。

クロボトキンは、前述のように一八〇〇年代のナロードニキの時代には、圧制者の暗殺を支持し、テロリズムを、束縛された民衆の使用しうる数少ない抵抗手段と考え（ネットラウ、アヴリツチ）「行為による宣伝」を肯定し、且つ実践した。そのあと、前述したようにロシアは反動時代に入ったのであるが、クロボトキンは一八〇〇年、セントで国際社会党会議がひらかれ、社会民主主義者が欧州の労働運動を自己の勢力のもとに統一しようとして企てたのを見て、ラテン諸国の労働者団体の自由聯合を擁護するために会議に出席し、これらの企図をうちこわし、その後も、国際社会党大会に出席して、自由聯合を擁護した。

ギヨームは、マルクス派は別として凡ゆる傾向の社会主義をインタナショナルの中に合同したいという希望をもっていた。

こうした両者に対し、マラテスタは「インタナショナルは労働者だけの団体ではない。社会革命はただ労働階級だけの解放を目的とするばかりでなく全人類のそれをふくむものである。従ってインタナショナルは階級の別なく一切の革命家をその旗の下に糾合すべきである。また吾々はサンジカリズム（労働組合主義）からイタリイが期待するものは何もない」と主張した（一八〇〇年ネットラウ）。

以上によっても、この三者が抱えている内部的な見解は、適確と言えないまでも推定は不可能ではない。

これとて、革命の方法論に、直接、答えるものではない。また、全然、方角を一転してクロボトキンの「サンジカリズムとアナキズム」（資料4）（本章末掲出）は、クロボトキンのサンジカリズムへの傾斜を示すものであると評する者（注36）もいるが、同書第三項の「しかし、それだけでは、まだ明らかにアナキズムではない、それを我等はもつと説明しよう、以下……」また、クロボトキンの「パンの略取（1893）」（黒色戦線社版、序文、第10頁に於て、「サンジカリズムは国際的に各種職業を団結して、ただに労働条件の改善のための機関のみならず、時到来れば生産の管理をも、その手中に収むべき組織たらんとする傾向をすすめ……勿論、これらは何れも共産主義に、若くば社会主義にすり代わり得べきものではない。この両者は共に生産機関の共有を意味しなければならぬからである。いま挙げたような試みは確かに実験と見做されねばならぬ……」と述べている点などクロボトキンのサンジカリスト説を否定するものである。

ものである。

（注36）サンジカリズムについては次章で詳述するが、ここでは、ただ、クロボトキンと革命の方法論の問題にサンジカリズムが連関があるかどうかの立場から採りあげただけである。（クロボトキン「サンジカリスト説」は、後述するが麻生義もそうした意見を発表し（昭和三年）、最近では猪木正道、勝田吉太郎（昭和四十二年、中央公論社「世界の名著」第42巻）も同様な意見を述べている。なお、このあとに出てくる「パンと自由」紙の創立者であるコーン、オルゲヤニらはフランスのサンジカリズムに啓発され、サボタージュやゼネストが労働者の武器であるとしてアナルコ・サンジカリズムを唱導したが、クロボトキンはこれに批判的であった（アヴリツチ「ロシアアナキズム全史」）。

クロボトキンがサンジカリズム的な革命の方法論を否定したことが明白であるとして、それならばクロボトキンの革命方法論は何か？ ということである。ナロードニキ時代の「行動による宣伝」に近接する「少数者の創造的暴力説」がクロボトキンの方法論なのか。しかし、少くとも、かれはネチャーエフの暴動主義や陰謀主義には賛同しなかった。そこで吾々は一八〇〇年代から一六〇〇年ロシア革命に於て、クロボトキンが採った動向に注視を向けよう。

一八〇〇年、バクーニンの死後、ロシアは二十五年に亘つて、氷の反動時代がつづいた。しかし、ついに一八〇〇年、ジュネーブのロシア人大学生たちの手によって、アナキスト・ライブラリーが樹立され、一六〇〇年には、ロンドン・グループはロシア語訳「パンの略取」（注37）を復刊出版した。

（注37）ロンドングループは「パンの略取」を「パンと自由」（フレイブ・イ・ヴォリヤ）と書名をつけた。

そして、一六〇〇年八月、右の書名をとって、アナキズム月刊紙「パンと自由」をジュネーヴ・グループから創刊、クロボトキンはロンドンから非常な支持を与えた。そして、この「パンと自由」は、ウクライナや、ポーランドの国境を越えて、ロシアの内側に秘かに持込まれた（ポール・アヴリツチ「ロシア・アナキズム」合同出版）。

それから一六〇〇年一月九日、血の日曜日が発生、ロシア革命はロシアの全土を覆うに至ったのである。この時代にクロボトキンはどのように振舞ったかによって、クロボトキンの思想にさかのぼることが出来るはずである。吾々は一六〇〇年革命に於ける四つのグループをあげることができる。第一は西部（ワルシャワ、リガ、ミンスクなど）と南部（オデッサ、キエフ、ハリコフ、コーカサス、クリミア）など両方の国境地帯に多くの信奉者をもっていた黒旗団（チエルノエ・ズナーミヤ）で、学生、職人、工場労働者、農民、失業者、そして若者が多く、少年はもっとも活動的で、グループとしては最大であった。かれらも、クロボトキンの無政府共産主義の信奉者だったが、黒旗団の革命戦術はバクーニズムに近いものであった。かれらは武装テロリズムの方式を採った。

第二のグループは無権力派（ベズナチエリ）だが、黒旗団の手法とほとんどかわらないテロリズムを主張するアナキスト・グルー

ブで、ベテルブルグ中心に組織され、学生の多いのが特長であった。かれらの目標も、地域コンミュン聯合の達成であった。第三のものは、黒旗団の内部に発生したベリ革命政府支持派（コミュニナリイ）とよばれた少数派で、他のグループの手当り次第の掠奪行動を批判し、バリコンミュン形式の大衆蜂起の路線をとるべきであることを主張したが1909年一月のキシニョーフ大会では支持されなかった。

第四のグループはクロボトキン（パンと自由）派の小グループで、かれらは穏健なコースをえらび、労働者、農民にプロバガンダすること満了し、他の三つのグループからは口汚く罵られた。この派はキエフとモスクワに「パンと自由」の四つのグループが発生、モスクワ大学のサークルもできた。

しかし、「1905年の反乱の間、黒旗団と『無権力派』が、政府と、ロシアの地主階級に対し、死にもの狂いの闘いをしてきたとき、クロボトキンとその同志達は西欧におり、プロバガンダ組織化のもっとも地味な仕事に従事していた。過激派グループはみなクロボトキンの「パンと自由」協会が比較的上品に振舞っているのを、極端に嫌い……クロボトキン主義者の煮え切らない態度に憤慨した」（前掲、ポール・アヴリッチ「ロシア・アナキズム全史」）また、クロボトキンはブランキスト襲撃や、また、民衆から孤立し、陰謀団によるテロリストの暴動キャンペーンに対しては、何度となく反対した（前掲書）。

1905年革命が悲劇的終末をとげた直後、1906年に行なわれたアナキスト国際大会で、ニコライ・ログダエフ（ムジル）が「ロシアの悲劇」を詳細に報告した。この同じ大会でマラテスタがサンジカリズム（アミアン綱領）を批判した（資料5マラテスタ、幸徳秋水訳「アナキズムとサンジカリズム」）。ログダエフの大会レポートは現存しており、また、クロボトキン派によって出版された「パンと自由」紙（Хлеб и воля）1906-1907も現存しているので、1905年革命に於てクロボトキンの採った態度については、アナキスト自身の手によって説明すべきであり、その上でクロボトキンの態度を正しく評価すべきであろうが、茲では一応、アヴリッチに従った。

ここで、再び、「クロボトキンとは異質な出発点」なる最初の命題に立戻ろう。この命題の出発点となったものは、「少数者の創造的暴力」と「民衆の内在的組織力」が、近代アナキズム革命の方法論であるか否かの問題である。

現代に於ては「少数者の創造的暴力」という表現よりも「少数者の」ではなく、「民衆の創造的蜂起」ということが望ましいのではなからうか。クロボトキンが1890年の封建農奴制に対するチャイコフスキー団のナロード運動に於て少数者の暴力を避けたい戦術としては認めたことは誤まではないだろう。しかし、大きな民衆運動が必要である1905年の帝政ロシア打倒運動には、バクニンの少数者の熱狂的暴力は一年にして葬り去られた（アナキストの英雄的自己犠牲には敬意を表したい）。しかし、テロリズムが民衆と結びつかなかった。これは熟慮すべき課題ではなからうか。クロボトキンは「ブラレンキストや、民衆から孤立し結束を固めた

陰謀団によるテロリズムに対しては何回となく反対した」ことが知られている。

クロボトキンがバクニンの死後、ゼネバで「レヴォルテ」をはじめたのは1896年二月だが、その前年、かれがロビンに宛てた書信には「このジュラ聯合の状態は全くよいものとは言えない。各セクションは残らずごく少数の同志に制限されている。たとえばここでは、会議に列した十人、もしくは八人位しかない。たとえ、大衆がかれ等と共に行動しようとも、この数では何事も成し得ない。ところが現在ではこれも事実ではない。かれらは大衆と何等の関係も有しない。むしろ、かれらは、一つの障壁によって大衆から隔離されているような状態である（ネットラウ「無政府主義思想史」）。

このクロボトキンの書信を見ても、クロボトキンが少数の意識に陶醉するような人種でないことは明瞭である。

こういう歴史の批判から、農青イズムの持つべき革命の戦術が形成された。各々は内在的組織力についても、オプチミズムをふくむ部分を除去するのが正しいと考えた。「内在的組織力」なる用語も、はっきりした出典があると思うが、吾々は「少数者の暴力」と同様、その出所を示し得ない。「パンの略取」序文に次の一文がある。「民衆への信頼——一つは共和主義的民主制への信頼、他の一つは自由聯合と労働者自身の組織力とに対する信頼——この民衆への信頼が……これは抽象的ではあるが内在的組織力を指摘しているのではない（幸徳秋水訳ではこの訳文は一致しない）。その場合、「民衆の」なる言葉は、決してアナキスト乃至アナキズムによって啓蒙された人々を排除するものではない。民衆のうちには、ここに挙げた人々は包括されるばかりでなく、その主動分子であるというところである。それがともすれば、民衆の内在的組織力によって、漫然裡に新社会が自働的に構成されるように信じてとすれば、非常な誤りである。おそく将来、益々自由コンミュンを持つ問題は多様多様なことが推定され、内在的組織力は充分に準備されることが必要であろう。漫然主義の迷夢は一掃することが要求される。

吾々は、従って従来の漫然たる「少数者の創造的暴力」のかわりに、「民衆の創造的暴力」を、「民衆の内在的組織力」を「民衆の意識的樹立」へ前進させることに努力した。吾々のスローガンが安易に依存することなく歴史的に固定せず、時代的に前進することを求めた。

四 農青イズムと全村運動の展開

八太は「サンジカリズムの検討」の中で、「真の民衆の解放は斯る類型とは全く異なる別種の運動に依らねばならない。クロボトキンが新しい進路を暗示した所以も茲に在る。注と記述し、クロボトキンがアナキズム革命の方法論を暗示したかのように述べている

が（これに関しては後述する）、八太は、それに関し、クロボトキンがかれの著作のどこにそれを暗示しているかについては何も書いていないので、真の民衆の解放路線なるものを推定する手がかりはない。これはアナキズム革命運動にとって重大なる損失である（注38）。

（注38）八太は自聯新聞昭和七年（一九三二）一月第六十六号に「現下の問題」（群馬、黒色戦線社複製版「無政府共産主義」百四十頁）執筆が最終論文となり、二年後の昭和九年一月三十日に病没す。

八太は、第三章に於て述べるサンジカリズム論争の純正アナキズム派の中心人物であったが、アナキズム革命の方法論について述べたことはない。勿論、かれが少数者の創造的暴力と、民衆の内在的組織力に依存したことは言うまでもない。しかし、それは抽象的な観念的理念に止まった。当時に於ける現実問題として都市アナキズム労働運動は衰退（その一例として第九章十二項に芝浦労働組合を例示した）、そうした基調の上で革命実践の方法をもとめることが吾々の命題であった。

この意味に於て、吾々が、農青運動に於て基本としたものは民衆運動であった。すでに述べたように、また、次章に於て言及するよう、吾々は農民と農村を主体として、革命運動をすすめた。従って吾々のとった農青イズムの民衆運動の形態は、全村協議会による、全村運動のかたちを採った。

右に述べた全村運動は、民衆運動の意識的形態としても、自発的な客観的所産としてもまったく合一して、具体性あるアナキズム革命の実践形態であった。吾々は、少数者の創造的暴力のごとき孤立した遊離主義から、民衆自身の創造的抵抗ともいうべき意識的地理区画の樹立に結集する全村運動——農青イズム——を革命運動の方法論とした。

そして、全村運動の具体的内容としては、第一章の資料（1）に掲出した経済的直接行動たる自給自足、不売不買、モラトリアム、土地に対する侵害拒否などを骨子とする全村協議会を通じ全村運動を展開しつつ、意識的に地理区画を確立し、農民、労働者のバルチザンによって軍事的に防衛する方針をとった。

本章末に掲出した農青「如何に為すべきか」（資料3）昭和六年（一九三二）七月発行は、主として、右の方法論のうち「全村協議会」、「全村運動」に主要点をおいて述べられたものであり、第一章末掲出の農青「農民に訴へ」（資料1）は主として右述の経済的直接行動に主要点をおいたものである。また、革命的地理区画の意識的樹立に関しては、特に第五章に於て詳述した。

なお、「如何に為すべきか」について付言したいことは、その内容を一覽すれば明らかであるが、「日常闘争」に関しては積極的な態度をとった。八太は昭和四年（一九二九）八月に「階級闘争説の誤謬」を全国自聯から刊行している。これにはサブタイトルとして、「増補「サンジカリズムの検討」——とされているが、「サンジカリズムの検討」と比較すれば複雑な改訂、増補がなされている。

特に著しい点は、改訂本には日常闘争の問題が論じられている点である。八太はこの点で「何人も労働組合の無用を論ずるものもな

く……労働者には組合加入を力説したい」と言いつつ、「労働組合の行為を日常闘争というのは可笑しい話である。それは日常闘争ではなく日常行為である。吾人は組合の日常行為に解放の基調を置くものではない」（注39）と述べている。しかし、いわゆる経済主義や組合主義は論外として、吾々、農民、労働者と地主、ブルジョアジーとの抗争は、意識構造としては行為というよりも闘争と言わなければならない。闘争者であるからこそ、「自由聯合主義を鼓吹して解放の仲間」を見出すことができるのである。八太の言っていることは観念的な言葉の遊戯にすぎない。吾々は日常闘争に対しては肯定的、積極的な態度をとった。

（注39）この点、ボルシェウイキの「二七年「テーゼ」でも同様のことを述べている。即ち「経済主義は労働運動の小児病にして、同時の最悪の日和見主義である。それはプロレタリアートを革命的闘争に激発させるかわりに、これを資本家的生産条件に適応せしむるところの思想が成長するところの地盤である。また、共産党を労働組合の左翼に解消せしめることが誤謬であるとすれば、党をプロレタリアートの大衆組織から遊離することも同様に誤謬である……大衆組織は一方に於ては共産党が新しい力を汲取る貯水池であり……後略」。

つぎに、さきにクロボトキンの方法論について、「サンジカリズムの検討」（「階級闘争説の誤謬」の中でも）の中で、真の民衆の解放はかかる類型とは全く異った別種の運動に依らねばならない。クロボトキンが新しい進路を暗示した所以も茲に在る。と八太は述べているが、吾々は浅学にして、クロボトキンの「別種の運動」を追究を行なったが、「新しい進路」を発見することは不可能であった。

同時に八太自身「クロボトキンが暗示した新しい進路」について論述したことも知らない。しかし、既述した自聯新聞、昭和七年（一九三二）一月第六十六号に、かれが執筆した「現下の問題」に述べていることは、「新しい進路」に関連があると吾々は信じている。その一部を以下に引用する。「……今日までの社会運動が如何に浅薄であり、如何に実力をもたぬものであったかが判る……今や、吾々は更に深く、且つ、広く社会機構中に入り込み、民衆と結びつかねばならぬ。それが為には吾々は民衆運動、民衆と結びつく運動の形態を採らねばならない……後略」さきにも述べたが、右の論稿は、八太の最後のものである。かれの論旨は昭和六年（一九三二）二月にはじまった農青イズムの主張と本質的に合致している。吾々、農村地方の同志が結果した方針は、さきにも言及したが全村協議会を通じての全村運動（民衆運動）であり、自給自足によって象徴される経済的直接行動は強力に全村民に結びついた。八太が民衆運動を主張したのは昭和七年（一九三二）一月だったが、吾々が主張し、実践したのは昭和六年（一九三二）二月であった。

以下に資料として右の八太の「現下の問題」（資料2）、農青「如何に為すべきか」（資料3）、クロボトキン・麻生義訳「サンジカリズムと無政府主義」（資料4）を掲出する。